



様式第九（第十七条第一項関係）

許可番号 第 03000100501 号

汚染土壌処理業許可証

複写

住所 大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号

氏名 大栄環境株式会社 代表取締役 金子 文雄

土壌汚染対策法第22条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事 仁坂 吉伸



許可の年月日	令和 2年 6月 1日	
許可の有効期限	令和 7年 5月31日	
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称	御坊リサイクルセンター 御坊管理型最終処分場	
汚染土壌処理施設の設置の場所	御坊市塩屋町南塩屋字森ノ裕 1423 番 2 外 46 筆	
汚染土壌処理施設の種類	埋立処理施設（内陸埋立処理施設）	
汚染土壌処理施設の処理能力	埋立面積：65,423m <sup>2</sup> 埋立容量：1,375,441m <sup>3</sup> 残余容量：844,710m <sup>3</sup> （令和元年12月26日現在）	
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態	受け入れられる特定有害物質	クロロエチレン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、シジソン、チオベンカルブ、チウラム、ポリ塩化ビフェニル、有機りん化合物
	受け入れられる特定有害物質による汚染状態	第二溶出量基準以下とする。
変更の内容		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

【注意】  
本許可証の写しは、許可内容の開示を目的に発行したものであり、その他の用途による使用は無効とする。